

認定個人情報保護団体業務規則

第1条（目的）

この業務規則は、一般社団法人日本損害保険協会（以下「本協会」という。）が行う個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）第47条の規定に基づく認定個人情報保護団体の業務（以下「認定業務」という。）の適切な運営の確保を図ることにより、認定業務の対象となる個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者または匿名加工情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報、仮名加工情報または匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保に資することを目的とする。

第2条（認定業務）

本協会は、認定業務として保護法第47条および第54条の規定に基づき次の各号の業務を行う。

- (1) 保護法第47条第1項第1号に定める本人等から本協会に対して解決の申し出が行われた対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）の処理（以下「苦情解決手続」という。）
- (2) 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報提供（以下「情報提供業務」という。）
- (3) 保護法第54条第1項に定める個人情報保護指針としての「損害保険会社に係る個人情報保護指針」（以下「損保指針」という。）の制定、改廃および対象事業者に対する損保指針を遵守させるための必要な指導、勧告その他の措置
- (4) その他対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務（以下「その他認定業務」という。）

第3条（認定業務の適切な運営を確保するための措置）

本協会は、認定業務を行うに際して知り得た情報を、認定業務の用に供する目的以外に利用しないものとする。

- 2 本協会は、認定業務を行うに際して取扱う個人データの漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のための必要かつ適切な措置を講じるものとする。

第4条（対象事業者）

対象事業者は、次の者とする。

- (1) 本協会の社員である損害保険会社
 - (2) 保護法第52条第1項に定める同意を得た損害保険会社または損害保険業に関する団体
- 2 前項第2号に定める対象事業者になろうとする者は、保護法第52条第1項の同意に係る本協会所定の書面を提出し、理事会の承認を得なければならない。承認の可否は、本協会が当該書面を受領した日から3か月以内に開催される理事会において決定するものとし、承認を受けた者は、当該理事会の開催日の翌日から対象事業者となる。
- 3 第1項第2号の対象事業者は、あらかじめ本協会所定の書面をもって本協会に申し出ることにより、いつでも対象事業者でなくなることができる。

4 本協会は、対象事業者の氏名または名称を公表する。対象事業者の追加もしくは削除または公表事項に変更があったときも同様とする。

第5条（対象事業者の遵守事項）

対象事業者は、損保指針、本規則、本協会の認定業務の運営に関わるその他の規則（細則を含む。以下同じ。）および決定事項を遵守するものとする。

2 対象事業者は、本協会が苦情解決手続を行うにあたり文書もしくは口頭による説明、または資料の提出を求めたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

3 対象事業者は、本協会が定めるところにより、認定業務に要する費用を負担するものとする。

第6条（認定業務の実施体制）

理事会は、次に掲げる事項を決定する。

(1) 損保指針および本規則の制定および改廃

(2) 第4条第2項に定める承認その他対象事業者の地位に関するもの

(3) 前号に関する規則の制定および改廃

(4) 認定業務にかかる実施計画、予算

2 コンプライアンス委員会は、次に掲げる業務を所管する。

(1) 損保指針および本規則の、制定および改廃に係る原案の作成ならびに軽微な改定

(2) 「損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等についての実務指針」の制定および改廃

(3) 苦情解決手続に関する規則の制定および改廃

(4) 対象事業者の加入等に関する規則（前項第3号に掲げるものをいう。）の、制定および改廃に係る原案の作成ならびに軽微な改定

(5) 認定業務に係る重要な規則の制定および改廃（前4号に掲げるものを除く。）

(6) 認定業務担当理事（次項に定める者をいう。）が諮問する事項についての意見具申

3 理事会は、認定業務のうち、次に掲げる業務を所管する理事（以下「認定業務担当理事」という。）複数名を指名し、次の業務を所管させる。

(1) 苦情解決手続の実施の監督

(2) 情報提供業務、その他認定業務に係る実施計画の立案および実施の監督

(3) 前2号に掲げる業務の実施状況に係る理事会に対する報告

(4) 認定業務に係る予算案の作成

(5) 第2条第3号に定める対象事業者に対する措置の決定

(6) 前各号に定める所管事項のうち重要な事項に係るコンプライアンス委員会に対する諮問

4 認定業務担当理事は、次に掲げる者以外の者とする。

(1) 対象事業者の代表者

(2) 他の認定個人情報保護団体の業務を行う役員

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、または保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(4) 認定個人情報保護団体の認定を取り消された法人において、その取消の日前30日以内にその役員であった者で、その取消の日から2年を経過しない者

5 認定業務担当理事の合議の方法その他認定業務担当理事がその所管業務を遂行するうえで必要な事項は、認定業務担当理事が定める認定個人情報保護団体業務細則による。

第7条（苦情解決手続等の実施）

損害保険相談・紛争解決サポートセンターは、苦情解決手続に関する規則の定めるところにより、苦情解決手続を実施する。

2 認定業務担当理事は、事業年度の始めに情報提供業務およびその他認定業務に係る実施計画ならびに認定業務に係る予算案を作成し、理事会へ報告する。

3 法務・リスク管理部は、前項の実施計画にしたがって、情報提供業務およびその他認定業務を実施する。

4 認定業務担当理事は、第1項および第3項の業務の実施状況を監督し、事業年度終了後に理事会へ報告する。

第8条（対象事業者に対する措置）

認定業務担当理事は、第2条第3号に定める対象事業者に対する損保指針（これに付随するコンプライアンス委員会の決定事項を含む。）を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。るべき措置の内容は、合議により、決定する。この場合において、認定業務担当理事は、必要があると認めるときは、コンプライアンス委員会または弁護士等の第三者の意見を徴することができる。

2 認定業務担当理事は、前項において、勧告その他の措置が必要との決定を行ったときは、措置の対象となる対象事業者に対して事実関係ならびに当該措置の内容および理由を通知し、当該対象事業者に弁明の機会を与えなければならない。

3 認定業務担当理事は、前2項の手続を経て、第1項の決定に係る対象事業者に対する措置を講じる。ただし、対象事業者の地位に関するものについては、理事会の決定がなければ講じることができない。

附則（施行日）

本規則の施行日は、本協会が認定個人情報保護団体の認定を受けた日とする。

制定：2005年4月1日

改定：2006年10月1日

改定：2009年4月1日

改定：2010年10月1日

改定：2012年4月1日

改定：2014年4月1日

改定：2017年4月1日（組織変更に伴う対応）

改定：2017年5月30日（改正個人情報保護法施行に伴う対応）

改定：2022年4月1日（令和2年・3年改正個人情報保護法施行に伴う対応等）

改定：2023年4月1日（組織および業務名称の変更に伴う対応）